

(別紙 3)

「オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則」(平成17年 1 月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通達)
一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
7 表示 告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 PLANT QUARANTINE AUSTRALIA ただし、コンテナの封印に表示する場合にあっては、次によるものとする。 <u>Australian Government</u> (2) (略)	7 表示 告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 PLANT QUARANTINE AUSTRALIA ただし、コンテナの封印に表示する場合にあっては、次によるものとする。 <u>ア DAFF AUSTRALIA</u> <u>イ DAFFA AUSTRALIA</u> <u>ウ DA AUSTRALIA</u> (2) (略)

附 則

この改正は、平成28年11月22日から施行する。ただし、平成28年11月19日以前に輸出植物検疫終了の表示がなされた場合は、なお従前の例による。